

別添

令和4年度早期退職募集等実施要綱

早期退職者等の退職手続きについては、次のとおり行うこととする。

第1 早期退職希望者の募集（早期退職募集）

職員の退職手当に関する条例（昭和28年条例第105号。以下「条例」という。）
第8条の3第1項第1号の規定により、次のとおり早期退職者を募集する。

1 対象者

年齢が満45歳から満59歳まで（昭和38年4月2日生～昭和53年4月1日生）の者

ただし、次の①又は②のいずれかに該当する職員は応募できない。

- ① 臨時的任用職員、非常勤職員及び法律又は条例により任期を定めて任用された職員
- ② 早期退職者の募集開始日において懲戒処分（故意又は重過失によらないで管理・監督にかかる職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は募集期間内に懲戒処分を受けた者

2 退職の日

退職希望者の退職の日は、令和5年3月31日とする。

3 募集人数

若干名

4 優遇措置

(1) 早期退職者に対する割増措置

勤続期間（条例に規定する「勤続期間」をいう。）が20年以上の者には、
退職手当算定の基礎となる給料月額について、次のとおり割増措置を行う。
退職手当の算定の基礎となる給料月額

$$= \text{退職時の給料月額} \times \{ 1 + 0.03^{[\text{注}]} \times (\text{定年年齢} - \text{退職時年度末年齢}) \}$$

[注]：（定年年齢－退職時年度末年齢）が1年である場合の割増率は0.02

(2) 退職手当の支給率

退職希望者の退職手当については、条例第3条から第5条に定める支給率を適用する。

5 募集期間

令和4年12月13日（火） から

令和5年1月5日（木） まで ※ 警務課必着

第2 実施手続

1 早期退職募集

- (1) 所属長は、第1に定める早期退職希望者の募集に関する事項を関係職員に周知させるものとする。

退職、育休等により休暇中の職員についても本要綱を確実に通知すること。

- (2) 応募しようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書（（第1号様式の2）以下「応募申請書」という。）に必要事項を記入の上、募集期間内に警務課に届くよう余裕をもって所属長に提出するものとする。

- (3) 所属長は、応募職員の退職理由の把握に努め、「早期退職希望者等退職理由報告書」（別紙1）以下「理由報告書」という。）を作成し、「応募申請書」とともに、募集期間内に警務課人事補佐に提出するものとする。

- (4) 警務課長は、申請のあった職員に対し、認定又は不認定の通知書を交付するものとする。

※ 令和5年2月24日（金）までに通知する予定

※ 不認定又は認定取消となる場合の例示は以下のとおり

- ① この要綱に適合しない場合
- ② 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- ③ 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する住民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

④ 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

(5) 「応募申請書」の提出後、応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（第1号様式の3）」を「応募申請書」と同様の方法で速やかに提出するものとする。

2 早期退職募集以外の退職希望者

(1) 「定年退職者」は、「応募申請書」の提出は要しない。

(2) この要綱の定めによらない退職希望者について、所属長は、退職希望職員の退職理由の把握に努め、「理由報告書」により、令和5年1月5日（木）までに所属を経由して警務課人事補佐に提出すること。

第3 退職希望者把握時の報告

所属長は所属職員から、早期退職希望又は早期退職募集以外の退職希望の報告を受けた際には、速やかに警務課長（人事補佐取扱い）まで、電話報告すること。

第4 問合せ先

警務部 警務課 人事係

警電：2642～2645